

平成28年 第3回定例会  
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成28年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成28年9月12日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員長	中 村 美 穂
委員	安 部 都	委員	安 藤 克 彦
委員	金 子 恵	委員	岩 永 政 則
委員	山 口 憲一郎	委員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中 山 庄 治	係 長	細 田 浩 子
--------	---------	-----	---------

説明のため出席した者

総務部長	荒 木 重 臣		
(総務課)			
課 長	山 本 昭 彦	課長補佐	渡 部 守 史
課長補佐	中 村 元 則	課長補佐	小 川 貴 弘
(情報管理室)			
室 長	江 頭 幹 夫	室長補佐	大 山 康 彦
(契約管財課)			
課 長	井 川 勝 信	課長補佐	中 尾 盛 雄
主 事	久 保 竜 太		
(秘書広報課)			
課 長	青 田 浩 二	係 長	浦 川 真
主 事	岩 崎 あゆ子		

企画財政部長 久保平 敏 弘  
(財政課)

課 長 田 中 一 之  
(税務課)

課 長 荒 木 秀 一 課長補佐 山 崎 昇

課長補佐	福本美也子	係長	久原和彦
係長	池田麻夢		
(収納推進課)			
課長	宮崎伸之	課長補佐	木戸武志
建設産業部長	緒方哲	建設産業部理事	松邨清茂
(産業振興課)			
課長	中嶋敏純	課長補佐	川内佳代子
課長補佐	畑中隆徳	係長	山本公司
主事	林田和真		
(土木管理課)			
課長	日名子達也	課長補佐	前田将範
係長	山下泰明	係長	濱中章
(都市計画課)			
参事	山口新吾	主任	山口和樹
教育次長	帯田由寿		
(生涯学習課)			
課長	山口利弘	参事	原口哲也
課長補佐	渡辺房子	課長補佐	北野靖之
住民福祉部長	久松勝		
(子ども政策課)			
課長	村田ゆかり	係長	藤吉有見
健康保険部長	谷本圭介		
(健康保険課)			
課長	志田純子	係長	松田祐貴
(介護保険課)			
課長	辻田正行	課長補佐	細田愛二
課長補佐	田中廣幸	係長	日高拓郎

本日の委員会に付した案件

議案第 44号 平成28年度長与町一般会計補正予算(第3号)

議案第 45号 平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 50号 平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 51号 平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時30分

散 会 15時41分

**○委員長（喜々津英世委員）**

おはようございます。昨日は町民ソフトボール大会、それぞれいろいろご協力いただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。平成28年第3回定例会において、本常任委員会に付託を受けました議案第45号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について、説明を求めます。なお、説明及び答弁は座ったままで結構です。

井川課長。

**○契約管財課課長（井川勝信君）**

それでは、議案第45号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金として147万円を計上させていただきます。次に、10、11ページをお開きください。歳出でございますが、1款2項1目28節繰出金147万円は、一般会計に繰り出すものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、説明が終わりました。例年のことでありますけれども、一般会計へ繰り出すということでありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第45号、長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、これから採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第51号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。議案の説明を求めます。

井川課長。

**○契約管財課課長（井川勝信君）**

それでは、事項別明細に沿って説明をさせていただきます。6、7ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項1目1節駐車場使用料でございますが、合計で787万3,000円となっております。駐車場使用料の内訳について申し上げますと長与嬉里駐車場の一般の時間駐車ですが、年間で延べ1万2,775台、月平均で1,065台分の駐車料金となっております。使用料は280万7,800円収入があつてお

ります。昨年と比較いたしまして、昨年が延べ1万822台、月間平均902台でございましたので、年間延べ1,953台の増、月間で163台、26年度の使用料222万7,590円でございますので、58万210円の増加となっております。

増加の理由といたしましては、近くにダンススクールがオープンし子供たちが多く通っており、送迎の車が増加したことによるものと考えられます。次に、定期駐車場使用料の長与駐車場の分でございますが、通称、嬉里駐車場と言っておりますが、27年度は、延べ台数335台となっております。使用料は289万4,400円でございます。昨年、26年度と比較しまして、延べ4台の減少ということで、わずかでございますが、減少をいたしております。

それから、吉無田駐車場の定期駐車ですが、延べ402台となっております。使用料は217万800円でございます。前年度と比較しまして、延べで8台増、4万3,200円増加しております。

そして、滞納繰越分でございますが、27年度3万円の収入がありました。これは平成24年度の滞納分でございますが、3万円の収入ということでございます。

次に、2款1項1目1節繰越金でございますけれども、107万7,713円となっております。次に、3款諸収入、1項1目1節町預金利子でございます。685円でございます。雑入は2,068円ありました。合計収入金額は、898万3,466円となっております。前年度比55万1,572円の収入増となっております。

次に8、9ページをお開きください。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。支出総額643万4,801円となっております。

11節需用費でございますが、53万8,423円の支出で納付書を印刷したために19万ほど増となっております。次に12節役務費でございますが9万1,602円支出いたしております。次に13節委託料ですが、499万5,856円の支出となっております。前年度と比較しまして4万3,944円減少しております。次に14節使用料及び賃借料ですが、防犯カメラとタイムレジスター賃借料と合わせて43万6,320円を支出いたしております。次に15節工事請負費でございますが、消防用設備の不備のある箇所改修工事を37万2,600円支出いたしております。次に28節繰出金でございますが、一般会計へ107万7,000円を繰り出しております。それから予備費として30万円を計上いたしてしてはしておりますが、これについては支出をしておりません。歳出の合計は751万1,801円でございます。

それから10ページをお開きいただきたいと思っております。実質収支に関する調書でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きいたしまして、147万1,000円を次年度の繰り越しとしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたが資料がありますので、資料を今からお配りします。しばらくお

待ちください。

今、お手元に駐車場事業歳入の部分の資料が配付をされましたので、これについてさつきと重複する部分があるかもしれませんけれども、説明をお願いいたします。

井川課長。

**○契約管財課課長（井川勝信君）**

ただいまお配りしました資料についてご説明いたします。まず1枚目の長与駐車場（嬉里）としておりますが、嬉里駐車場の年間の歳入の合計額を示しております。1番下の方の収入額合計289万4,400円の収入があります。調定額といたしまして290万3,040円、1の方がひと月分8,640円収入未済額となっております。

次に2枚目の吉無田駐車場でございます。調定額217万800円に対し、収入額217万800円としております。収入未済額はゼロでございます。

次に平成27年度一般駐車料金の集計表でございます。4月から3月までA B C DのDの現金計というところの合計額が収入額でございます。280万7,800円となっております。それから、4枚目の滞納繰越分の収納状況でございます。当初調定額6万6,400円ございましたが、27年度に3万円の収入がありましたので、収入未済額、今現在3万6,400円となっております。以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

説明書の方で工事請負費ですね、恐らく補正の中で以前説明がもう既にあつたと思うんですが、再度、ちょっとお伺いしたいのが、消防設備の不備ということで、この工事費が上がったわけですけれども、これはいわゆる消防の検査等で指摘されたものなのか、再度、そこのところ詳しくご説明をいただきたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

井川課長。

**○契約管財課課長（井川勝信君）**

ご説明いたします。消防設備点検で不備のあるところを指摘されたものでございまして、工事内容といたしまして、火災報知機2個、誘導灯4台、泡消火設備、モーターサイレン1台の取りかえ工事費となっております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。他にありませんか。

山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

歳出に防犯カメラの賃借料がありますけれども、これは何台ぐらいあるんですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

井川課長。

○契約管財課課長（井川勝信君）

防犯カメラの台数は7台でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

それから、資料の4枚目の滞納のところでは3万6,400円がありますけども、これは1人分の滞納ですか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課課長（井川勝信君）

1人分の滞納額でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、話が出ました滞納の分ですが、残りの分については、いつぐらいとかいう確約等はとれてるのかですね。今後の話し合いなのか、このあたりの状況をお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課課長（井川勝信君）

今後の確約ですが、この方、今、分納をしていただいております、昨年ぐらいですかね、長崎市の方に転出をされたということで、収納専門員の方からお聞きしております、今、収納専門員の方と接触といいますか、呼び出して、約束をしまして、来庁していただくという話をしておりましたけども、なかなか来庁がされない。そういうような状況でございまして、契約管財課としましても連絡をとって、お話をしなければいけないと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

議案第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。契約管財課所管を行います。提案理由の説明を求めます。

井川課長。

**○契約管財課課長（井川勝信君）**

それでは、ご説明をいたします。議案第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）でございます。説明書の6、7ページをお開きください。17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目駐車場事業特別会計繰入金、1節駐車場事業特別会計繰入金としていたしまして147万円を繰り入れいたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

管財課所管を終わります。しばらく休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会審査を再開いたします。これから総務部の、まず総務課所管を行います。議案の説明をお願いします。

山本課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

皆さん、おはようございます。それでは、一般会計補正予算（第3号）の総務課所管についてご説明をさせていただきます。

まず、人件費に関する補正の全体的な説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の34ページ、35ページをお開きください。まず34、35ページは特別職に関する補正でございます。35ページの1番下の比較の欄、右から3列目、共済費66万7,000円でございます。これは特別職共済組合負担金の増額補正をお願いするものでございます。町長、副町長、教育長分でございます。

次に36ページ、37ページをお開きください。一般職の補正になります。上の表になりますが、比較の欄の給与費の給料で256万9,000円の増額、職員手当で180万4,000円の減額、合わせまして76万5,000円の増額を予定しております。

その他に右のページの共済費555万の減額がございます。下の表は職員手当の内訳

になります。管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当が増額補正となっている他は減額補正となっております。時間外勤務手当につきましては、今回、機構改革による情報管理課が総務課付けになったことによる情報管理課分を減額とする他は、監査事務局、こども政策課、介護保険課の分を増額分として補正をさせていただいております。合わせまして、全体として増額補正ということになっております。

次に38、39ページをお開きください。給料及び職員手当の増減額の明細でございます。給料につきましては、昇給に伴う増加分が平均昇給率2.4%で、1,462万2,000円。その他の増減分につきましては、職員の定年退職、新規採用、さらに、人事異動によります配置転換により1,205万3,000円の減額を見込んでおります。職員手当につきましては、その他の増減分で180万4,000円の減額となっております。給料、職員手当、合わせまして76万5,000円の増額となっております。

次に40、41ページをお開きください。給料及び職員手当の状況でございます。職員1人当たりの給与を今年の1月1日現在と7月1日現在とで比較をしたものでございます。

次に42、43ページ、こちらも今年の1月1日と7月1日の比較で、級別職員数をあらわしたものでございます。人件費にかかる全体的な説明は以上でございます。

次に、総務課の独自要求分についてご説明をさせていただきます。歳出の12、13ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。総務課所管は人件費に係る分でございます。先ほど説明でも触れましたが、特別職共済組合負担金45万3,000円以外は、情報管理室を含む、総務課・秘書広報課・契約管財課に係る人件費の補正で、2節給料が64万1,000円、3節の職員手当等が225万6,000円の増額補正、4節の共済費の共済組合負担金が6万3,000円の減額補正となっております。

次に14、15ページをお開きください。9目の電子計算費、2節給料、3節職員手当等、次のページの16、17ページになりますが、4節の共済費、こちらの方は機構改革によりまして、情報管理課が総務課づけとなりましたので、人件費分がすべて減額とさせていただいております。

次に13節委託料、こちら電算システム運用開発委託料でございます。こちらは厚生労働省分のマイナンバー制度の対応業務、システム改修委託料483万9,000円とビューテラス長与北陽台の字界地番整理に伴う、基幹システムデータ変更業務委託料に302万4,000円の合計786万3,000円の増額補正をお願いしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、最初に説明がありました34ページから43ページの補正予算給与費明細から入りたいと思います。34、35ページをお開きください。ここで質疑ありませんか。

次に36、37、次に38、39、ここではありませんか。40、41、次に42、43、また後で総括的に行きたいと思いますが。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

36、37ページの一般職の部分の総括表の中で共済費ですね。私も詳しく精査してないので、ちょっとよくわからないんですけども、555万減になってますけれども、これは、いわゆる定年退職とか新規採用とか異動とか、そういったことに伴うものなのか。それとも、何か共済費の制度が何か変わったのか。このあたりは主要因をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

こちらの共済費につきましては、年齢が上がりますとそれに伴って給与が上がりますので全体的に上がっております。今回一般会計においては、退職者が14名ということで給料が高い方がやめられて新規採用職員が補充で入っていると、そういった面で共済費が伴いまして減少していると。また、今回、共済費の制度としまして時間外勤務等も含めた形で共済費を再計算する方式に本年度から変わっておりまして、その影響もございまして、当初予算においては、その見込みがなかなか難しいということで、若干、予備額も含めた形で多めに計上をさせていただいてると。今回はその見込みがたちましたので、そういった面も含めて多めに減額補正ということでさせていただいております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

35ページの比較の分の1番上の長、ここの共済費66万7,000円。これは町長、副町長、教育長というこれはわかります。この上がった理由を説明してください。

○委員長（喜々津英世委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

こちらなんですが、誠に申しわけないんですが、28年度の当初予算におきまして、本来は12カ月分を計上するものを誤って10カ月分しか計上をしていないということが発覚をいたしまして、今回、その分を処理誤りということで補正を行わせていただいております。お手数をおかけしますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に12ページ、12、13、それから16、17まで。いいで

すか。質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

17ページの電算システム運用開発委託料、本会議の中でも同僚議員から質疑が出まして、そのときにビューテラス北陽台の地番変更等々があると。今も説明があったように字界の変更とかいうことでしたが、何といたしますか、もうあそこは、通常長与町内だったら何々郷、何々郷だったのをその郷を廃止するのか、しないのかが、以前、答弁の中で地元、地権者の判断だというような答弁があったんですけど、それと関連があるのかわからないのか。ちなみに現状どうなってるのか。これと関係があるのかどうかも含めて伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

江頭参事。

**○参事（江頭幹夫君）**

ビューテラスの地番変更の電算処理は情報管理室の方でやっているのですが、大元になる協議等は、まだ、されていないので詳しい内容は、うちの方は把握しておりません。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。それでは、それぞれ全般的に今まで説明があった内容について、全般的になにかありましたらどうぞ。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで総務課、それから情報管理室所管を終わります。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩前に引き続き、委員会審査を行います。これから建設産業部の産業振興課所管を行います。議案の説明を求めます。

中嶋課長。

**○産業振興課長（中嶋敏純君）**

おはようございます。それでは平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）産業振興課所管分の歳入歳出について、ご説明をいたします。それでは事項別明細書により説明をいたします。最初に6ページ、7ページをお開きください。14款県支出金、2項4目農林水産業費県負担金、1節農業費補助金でございますけれども、青年就農給付金（経営開始型）としまして75万円でございます。新規就農者に対します農業経営者となることについての強い意欲を持ち、独立自営するたびに経営が軌道に乗るまでの間でございますけれども、これに対して支援をする給付金でございます。今年度から営農を開始されます新規就農者1名の国からの年間150万円の補助となりますけれども、今年度は10月から3月までということの半年分の給付金となっております。

次に8ページ、9ページをお開きください。19款諸収入、5項1目1節雑入でございますけれども、長崎県町村会物産展事業助成金の50万円でございますけれども、これは長崎市で開催予定の県内8町が参加をして行われます町のPRイベント、ラブフェス2016への上限20万円の参加助成金、それから町が主催します地域おこしのイベント、長与シーサイドマルシェに対する助成金30万円の合計50万円が長崎県市町村振興協会より助成されることに伴いましての歳入でございます。

次に歳出でございます。12、13ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますけれども、こちらにつきましては、歳入の雑入でご説明申し上げましたとおり長崎県町村会物産展事業助成金に伴います事務経費となっております。まず8節報償費の10万円は、ラブフェス2016へ参加するに伴いまして、町PRステージの出演者の謝礼金となっております。次に9節旅費は、このラブフェスに町内より参加する旅費として3万5,000円及び11節需用費は、ラブフェスの長与町ブースへ訪れていただく来場者のプレゼント用品として、消耗品1万5,000円。それから印刷製本費としまして、長与シーサイドマルシェ開催案内チラシ印刷費13万2,000円、合計14万7,000円となっております。次に13節委託料の25万1,000円は、来場者へのプレゼントとなりますイメージキャラクター用品製作委託料でございます。

続きまして、16、17ページをお開きください。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございますけれども、9節の旅費でございます。7万円及び11節需用費の2万円は、ふるさと長与応援寄附金につきましての事務経費となっております。

次に12節役務費の26万円は、広告料としまして、ふるさと長与応援寄附金のPRを行うために、福岡市市営地下鉄車内ポスターと長崎空港1階ロビーに掲示しますポスターの掲示料でございます。

続きまして26、27ページをお開きください。6款農林水産業費、1項2目農業総務費の2節給料及び3節職員手当、4節共済費でございますけれども、4月の役場内機構改革によります人事異動2名の増員と7月1日付け人事異動に伴います2名の補正となっております。合計で1,360万5,000円となっております。次に3目農業振興費、15節工事請負費の1,400万でございますけれども、これにつきましては、三根郷にあります旧農産物加工処理施設の移転に伴います解体工事費でございます。築35年が経過をいたしておりまして、直売所まんてん横に新築移転により地権者との協議を経まして解体するものでございます。次に19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらも歳入でご説明を申し上げましたとおり、今年度から営農を開始されます新規就農者1名に助成する国から支給されます青年就農給付金75万円でございます。

以上が、産業振興課所管分でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入ですが、6、7ページ14款2項4目。これは歳出でも出てきましたけれども、これはいいですか。また後で出てきますから、そのときにでも結構です。次に、8、9ページ。19款5項1目、いいですか。シーサイドマルシェ開催に伴うものということでした。

次、歳出行きます。12、13ページ、2款1項1目の中で何かありましたらどうぞ。堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

13ページの報償費の謝礼のところ、お伺いしたいんですけども。ラブフェスのPRステージに出場する方への謝礼ということなんですが、ラブフェスというのは、私の理解では、水辺の森公園で10月に行われるやつで、もちろん町のPRという面もありますけれども、一つはやはり自らそこで商売を営んでいらっしゃる方のPRの面もあるんじゃないかと思うんですよね。ですから、そこに出たからその方が町から謝礼をもらうというのがちょっと考え方として、町のPR分ということでの謝礼なのか。ちょっとそこの整理がよくつかないんですが、そこはどういうふうな考えで謝礼が出されるのかですね、そこをお伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

川内課長補佐。

**○課長補佐（川内佳代子君）**

お答えいたします。委員がおっしゃるとおりラブフェスというのは、水辺の森公園の方で10月の22、23、2日で行われるものになりますが、この分の報償費といたしましては、今回イベントに参加するのが長与町単独ということではなくて、町村会が8町をまとめまして1つのブースで行うんですが、それぞれの町がPRとして行うステージのイベントがございまして、イベントの方に長与町のPRとして、琴の尾太鼓の方々を今予定をしているんですけども、そちらの方の方々に出演していただいて長与町のPRとしての出演の報償費というふうになっております。以上になります。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

同じところで25万1,000円、イメージキャラクター商品とありますけども、これは来場者への全員に、来られた方、長与町のミックンかなんかを配付されたということでしょうかね。そのPR効果はどうだったんですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

川内課長補佐。

**○課長補佐（川内佳代子君）**

すみません。補正になってるので、今度の10月の22、23の方で使う費用の方を

今度、委託料ということであげさせていただいておりますが、ラブフェスの方にお見えになられた方で、町村会のブースで長与町の物を買っていただいた方に対してのお礼ということで、缶バッチの方の作成ということで予定をしております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。なければ、次、16、17ページ。この中で9節、11節、12節、ここはいいですか。なければ次に行きます。26、27ページ、農業総務費、農業振興費、ここは産業課所管です。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

青年就農給付金のところでお伺いをしたいんですけども、これは国・県からの新しく新規で農業をされる方に対して、まず立ち上げの資金のことだろうと思うんですが、年間150ということですけども、これは当面、例えば1年間だけなのか。それとも数年間こういった形で応援する制度なのか、ちょっとまず制度のことを1点お伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山本係長。

**○係長（山本公司君）**

お答えいたします。こちらにつきましては委員さんおっしゃるように、経営を開始されて軌道に乗るまでの定額給付となっております。こちらにつきましては年間150万円ということで、最長5年間支給を受けることができます。ただ、これには所得制限がございます。その給付金150万円を除く本人さんの所得が350万円を超えたら、給付が停止するというようなことになっております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

後継者をつくるという意味でも必要な制度だというふうに思うので、ちなみに今回1名の方なんですけど、どういった作物、どういったものを作るのか、どのくらいの作付の面積と言いますか、どういう規模でやられるのか。このあたりをお伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山本係長。

**○係長（山本公司君）**

お答えいたします。こちらにつきましては、先ほど5年間というのがありましたけれども、あの5年後は独立して、給付金に頼らず自分で稼いで農業で生計を立てていけるというような事に対する給付金でございます。こちらの対象者の方につきましては、5,000平米ですね。5年後の目標として5,000平米の借り受けをしまして、その中

で、中晩柑類を2,000平米、桃を1,000平米、それからその他野菜ということで、2,000平米ですね、合計5,000平米の計画を立てております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

15節の工事請負費の件で、まず、この解体工事の、予算可決後になると思うんですけども、スケジュールをお示してください。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

工事のスケジュールにつきましては、予算の議決後すぐ、やはり3月末までが、土地の所有者の方との契約になっておりますので、3月末までには、きれいに更地にして変換をしないとイケないということですので、もし議決をいただきましたら、その後、入札業務にすぐ入っていきたいというふうには考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

再度確認ですけれども、3月末までには、もう返すということで、まず確認、再度確認をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

3月末までの契約になっておりますので、3月末ということで、進めていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この三根の加工センターについては、知ってのように所有は、土地は地主さんですよ、ね、所有はね。それを町が借りて、町がそのお金を払って来たというのが1つ。それと建物は町が建てたということで、町の所有であったと。したがってその解体は町の責任で解体をします。この論で町が直接その解体をしなければいけないということに、理解をしておるわけですね。ちょっと外れるかもしれませんが、委員長ですね。これの解体、と合わせて埋立地にこの前落成をしました施設ですね。これがそれではどうなるのということをちょっと私も考えたんですが、三根のように、土地の所有そして賃借料を払って町がですね。それで建物の所有は町ということで何ら問題ないわけなのですが、今度



今、立てているところは、土地は町有地ですよ、あそこはね。そして建物の所有は、建設をするために補助を出しているわけです。したがって、その主体はどこに出したのかというところとかの協議会に出しているということですね。そうであれば、当然その建物の所有は、その協議会所有になっていくだろうと。それで元利償還も一部補助残を、お金を借りているのではないかなと思っっているんですが、その元利償還も町が補助しようという状況ですね。そういう予算措置になっているわけです。

そうしますと建物は、土地は町だけでも、建物は協議会のものだというふうに私は理解するんですが、その場合にこの何十年か後に解体をするとなりますとこれは町がする必要はないと。今の論からいけば、そのあたりは十分町でも考えて、これを取り組まれているのかですね。ちょっと関連でございまして、委員長、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

本議案と直接は関係ありませんけども、本人が、委員が関連ということでありますけど、そこらへんについて説明をお願いいたします。

中嶋課長。

**○産業振興課長（中嶋敏純君）**

委員ご指摘のとおり、そういうことで新しく建ちました今、カラフルと言っておりますけれども、そういう形で運営をしていただいております。町からも補助している状況です。先々はそういうことで、ひとり立ちをしていただくということで、その目標に向かって進んでいただいているんですけども、最終的には委員さんおっしゃいますように、最終的には自分たちのものと加工所といいますか、生活研究グループの皆さんのものということで、形をとらせていただいて町ではもう先々ではタッチをしていかないと、解体も今回のようなことには多分ならないというふうには思っているところです。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

その点は、十分、もう何十年か私どももいないかもしれませんので、わかりませんが、解体がいつになるかですね、そういうことで、議事録をびしりと残りますので、そのあたりは、ぜひ引き継ぎをしていただきたいというふうに思うんです。この本体の1,400万の補正なんですけども、これは3月末までの完成だと、取っ払ってしてしまますということなんですけども、着工は先ほどの話からいけば、早々にやるということなんですけども、当然これは解体は、入札をしていくということになるんでしょう。その点をちょっと確認したいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中嶋課長。

**○産業振興課長（中嶋敏純君）**

そうですね、当然、見積徴収から始まりまして、そういう形で入札という形になっていこうと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今のところの解体の件なんですけれども、早期に入札をして解体をするということで、建物を建てるわけではないので、解体をされたら3月まで、すいません、工期がちょっとあれなんですけれども、早目に解体をして、契約が3月だから借りていなければいけないのかもしれないんですが、賃借料を考えれば早目に解体して、早目にお返するという方法はないのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

当然おっしゃいますように、早期に着手して、早期にお返するという形が、地権者の方もそういうことで望んでおられるかもしれないかもしれませんが、一応契約が、先ほど申しました一応3月までという形をとらせていただいております。地権者の方もそういうことで、年度始めにお願いをしまして、先ほど申しましたようにも30何年という間、自分の土地を多分、そんな高くない借地料だったと思うんですけれども、そういうことでご協力をいただいたというふうなところもございまして、今年3月までは、もう1度お願いするというところで、地権者の方と年度頭にお問い合わせをして契約をしたところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。以上で一応、歳入歳出終わりましたけれども、総括的に何か質疑ありましたらどうぞ。ありませんか。質疑なしと認めます。

これで産業振興課所管の質疑を終わります。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会審査を再開いたします。これから建設産業部の土木管理課所管を行います。議案の説明を求めます。日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

おはようございます。それでは、平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）土木管理課所管分の歳入歳出につきまして、ご説明いたします。

それでは歳入から事項別明細書により説明いたします。6、7ページをお開きください。13款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金補正額133万4,000円が、土木管理課所管でありまして、先般の大雨時に崩壊した丸田郷の町道の復旧工事費に対する国庫負担金でございます。なお工事費は、負担対象分200万で負担率66.7%

でございます。続きまして、13款2項4目1節道路橋りょう費補助金、補正額665万5,000円。その下、4節住宅費補助金、補正額34万円が土木管理課所管であります。内容といたしましては、1節道路橋梁費補助金は、道路橋長寿命化による安全性の確保補助金と通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金を、事業費ベース1,210万円増額することに伴う補正でございます。なお補助率は55%でございます。4節住宅費補助金は、木造住宅の耐震改修計画作成費助成を2件、耐震改修工事費助成を1件増加することに伴う国庫補助金の補正でございます。続きまして、14款2項6目1節住宅費補助金補正額30万が土木監理課所管であります。内容といたしましては、木造住宅の耐震改修工事助成を1件増加することに伴う県補助金の補正でございます。続きまして8、9ページ及び議案書5ページをお開きください。20款1項6目1節公共土木施設災害復旧事業債補正額60万円が土木管理課所管であります。

続きまして、歳出です。ページ数は26、29ページをお開きください。8款1項1目2節から19節が土木管理課所管となります。内容といたしましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は職員の配置転換に伴う補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会会費12万9,000円の増加に伴う計上と県事業地元負担金1,126万2,000円を計上しております。内容といたしましては、西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会会費の増額は、国土交通省・県・県選出国會議員への要望書作成に伴う計上でございます。また、県事業地元負担金は、国道207号と県道長崎多良見線の道路改良に伴う負担金を計上しております。続きまして、8款2項2目13節15節及び8款2項4目15節が土木管理課所管となります。内容といたしましては、8款2項2目13節委託料ですが、町道管理委託料、これは剪定業務に伴う増額974万円と測量設計委託料は、路面性状調査の変更に伴う増額76万1,000円でございます。8款2項2目15節工事請負費は、町民の要望にこたえる維持工事、これに1,000万。それと通学路の安全対策に60万円を計上いたしております。8款2項4目15節工事請負費は、本川内橋補修工事の増額1,200万円を計上いたしております。続きまして30、31ページをお開きください。8款5項5目11節需用費が、土木管理課所管となります。内容といたしましては、公園遊具を含めました施設及び設備などの整備・修繕に対応するための消耗品50万円、それと修繕料50万円を計上いたしております。また、8款6項2目19節、負担金補助及び交付金が土木管理課所管となります。内容といたしましては、木造住宅の耐震改修計画作成費補助助成を2件、耐震改修工事費助成を1件、増加することに伴う補助金104万円でございます。続きまして32、33ページをお願いいたします。11款2項1目15節工事請負費が土木管理課所管となります。内容といたしましては、丸田郷の町道の災害復旧工事費250万円でございます。

以上が土木管理課所管でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、歳入6ページ、7ページ、をお開きください。13款1項3目、13款2項4目、ここで何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大雨の時の大雨が発生した部分だということで、丸田郷というご説明がありましたが、もう少し詳しく、丸田郷どのあたりにあたるのかお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。今回の災害につきましては、6月18日から6月26日の梅雨前線豪雨により発生した、丸田郷の高野地区の道路災害復旧工事に対する国庫補助の予算の計上になってるんですけども、場所につきましては、丸田郷高野地区で、丸田郷から稗ノ岳に登る本川内に抜ける道があります。町道名は、町道南田川内・本川内線という道路になります。こちら上り上がった先のところに、長与町水道の配水タンクがございまして、その排水タンクの少し下の方が、今回被災した場所になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ということは、若干、山の方ではありますけれども、恐らく例えば農業をされていらっしゃる方々は、その道路といいますか、その部分は使われるので早急にしないではいけないのではないかと思いますのですが、実は27年度のときに、同じく丸田の忠霊塔のすぐ下のところの、大雨の後にやはり町有地が若干、土砂崩れがありまして、そのときも確か9月に予算が出て、実際に工事が、着手したのが、12月か1月か非常に遅れて、その近隣の方なんかも非常に困って、もうこんなに時間が何でかかるのかということで、国の方からのこういうお金が遅かったということが原因だったようなんですが、今回は、そういったことは心配ないのか。例えば、この工事の着手するための負担金、国からの負担金が遅れることによって、農業されてる方々の往来に支障を来すとか、そのあたりの心配がないものか。ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。委員ご指摘のとおりその道路につきましては、民家はないんですが、上の方にですね。ただ、農家、畑等々がございますので、当然、お使いになる方いらっしゃるということで、現在のところ被災してすぐ、被災した反対側の方の畑の部分を一部お借りしまして、通行には危なくないように安全対策をいたしまして、車の方は通れるように同じ幅員を確保するように、今現在行っております。当然、査定等々終わ

りましたら、すぐうちの方も工事の方の移りたいと考えております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。13款2項4目、14款2項6目、これも土木管理課所管です。13款2項4目ですね。いいですか。では次、8ページ、9ページ、災害復旧事業充当起債、これは予算書の5ページの地方債の補正の中でも出てまいりますけれども、よろしいですか。

それでは歳出にいきます。26、27、ここではありませんか。28、29。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

28、29で、町道管理委託料、これは剪定業務ということで、974万が補正にあがってるわけですが、これは急にどこか剪定が増えたとか、当初にあげられなかった理由というのをお聞きしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

日名子課長。

**○土木管理課長（日名子達也君）**

お答えいたします。町道管理委託料につきましては、27年度からですけれども、まずは剪定が必要なところについて剪定をして、選んでそこを剪定として発注をするということございまして、今年度も最初は当初予算の方は、昨年度末に現地の方を全部見まして必要なところにつきまして、当初予算で計上させていただいたということございまして。今回の補正につきましても、今現在見たところ、剪定が必要だなというところにつきまして、今回補正を上げさせていただいたということございまして。ちなみに今回は、長与ニュータウン、それと長与中央線、この川端の道路ですね。それと道の尾の方の道路がございまして、水源地の前の道路、水源地に行くまでの道路ですね。こちらの方を剪定を予定しております。この分の予算として、974万ということで計上させていただいております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

同僚の一般質問の中にもあっておりましたけれども、管理課になるのかちょっとあれですけど、この間取得した榎の鼻の土地部分の剪定というのは、今回の中には含まれていなくて、前回、当初予算か何かにはもう入ってたんですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

日名子課長。

**○土木管理課長（日名子達也君）**

お答えいたします。榎の鼻の部分につきましては、現在、管財課の方で管理の方は行っております。先週、金曜日ぐらいだったと思いますが、草刈りの方をやったと思っ

ますが、こちらの方は榎の鼻の組合さんの方、こちらの方で草刈りをしたということで、報告はいただいております。まだ、管理等々は、まだ組合の方にあるということで、組合さんが私が切りますということで、組合さんの方が切っていただいたということでございます。そういうふうに報告はいただいているということでございます。ですから、今年度の補正の方、先ほど管財課ということで申し上げましたが、うちの方の剪定及び除草の中には、この部分が入っていないということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

29ページの8款4目の橋梁維持補修工事、本川内の大越の橋だと理解しておりますけども、これについては、いつ頃されるのか期間、そしてまたどのくらいかかるのか。それとあそこを工事すると、奥の家が全く通られませんが迂回路関係はどのように考えておられるか。3つまとめてお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。工事のスケジュールなんですけども、工事の発注につきましては、10月をめどに発注、入札を考えております。工事の完了、期間につきましては、今年度の29年2月末を目標にして、工事を進めていくように考えています。交通規制なんですけども、今回、橋梁の補修ということで、橋梁の、橋の裏の方ですね、裏の方とか、橋梁の橋台・橋脚の補修がメインになっていますので、実際、交通につきましては、片側交互通行、資材の搬入等のときには、片側交互通行と交通規制かかるんですけども、通常の橋梁の下面の補修とか橋台の補正につきましては、交通規制はかかりません。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。なければ次に行きます。30、31、8款5項5目、それから8款6項2目、ここはいいですか。じゃあ次、1番最後です。32、33、11款2項1目災害復旧です。いいですか。それでは、全般的になにかありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

29ページでお伺いしたいんですが、県事業地元負担金、この負担金及び交付金のところで、ご説明の中では207号とか県道とかそういったところについての県事業等の町としての地元負担金だということですが、その県道の部分で、おそらくこれは三根線、ニュータウン入口から三根大橋あたりまでの部分、そこの部分の県工事の地元負担金も含まれているのか、ちょっとここをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。委員ご指摘のとおり、この負担金、長崎多良見線につきましては、一部、三根が入っております。ただ、位置的には、ちょうどパン屋さんとカラオケ屋さんがあったと思います。こちらからいきますと左カーブになるカーブがございます。そのこのカーブの改良でございまして、委員ご指摘のところにつきましては都市計画道路の改良工事でございますので、恐らく都市計画課の方になろうかと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。それでは質疑なしと認めます。

これで建設産業部土木管理課所管を終わります。

暫時休憩します。御苦労さまでした。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を戻して、委員会を行います。場内の時計で11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時10分～11時24分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これから企画財政部の税務課所管の審査を行います。議案の説明をお願いします。荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

おはようございます。それでは税務課所管分についてご説明をいたします。

一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の16、17ページをお願いいたします。1番下の2款2項2目賦課徴収費の7節賃金でございますが、育児休業等代替職員賃金95万4,000円のうち50万6,000円が税務課の所管分となります。これは税務課職員1名の育児休業によるものでございます。内訳は、代替職員1名、雇用日数は9月末から3月末までの122日間、勤務時間は5時間45分、時給は720円でございます。続きまして、18、19ページをお願いいたします。上段の13節委託料におきましては、評価替に伴う航空写真撮影業務委託料としまして844万1,000円を計上させていただいております。委託の内容でございますが、平成30年度の評価替に向け、その基準年となる平成29年の1月1日以後の直近日において、町全域を上空から撮影及び測量を行い、写真地図を作成し、既存の地積情報管理システムにデータ登録を行う業務でございます。これは平成30年度の評価替及び撮影時以降、毎年の固定資産税の賦課更正事業を行う上におきまして、課税客体の把握、適正な課税を行うことを目的としております。ちなみに前回のこの撮影業務に関しましては、平成27年度評価替に伴いまして平成26年1月に行っております。以上、税務課の所管分でございます。説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。16、17ページ、2款2項2目の7節賃金、これと次の13節の評価替に伴う業務委託料ですね。ここで何かありませんか。いいですか。それでは、質疑なしと認めます。これで税務課所管を終わります。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

次に、収納推進課所管を行います。議案の説明を求めます。宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

おはようございます。それでは収納推進課所管分の説明をいたします。同じく事項別明細書の16、17ページでございますので、お聞き願います。2款2項2目の7節賃金でございます。育児休業等の代替職員賃金のうち1名分でございます。10月20日から3月31日までの108日分でございます。44万8,000円が収納推進課分となっております。以上で収納推進課分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで収納推進課所管を終わります。ご苦労さまでした。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を開きます。

次に財政課所管を行います。議案の説明を求めます。田中課長。

○財政課長（田中一之君）

おはようございます。それでは、財政課所管分のご説明をいたします。議案書の5ページの方をお聞きください。第2表地方債補正、臨時財政対策債、当初では4億9,000万円を計上しておりました。補正後、4億8,147万円、こちらは本年度の臨時財政対策債の発行可能額、こちらが決定したことによる限度額の変更でございます。金額的には853万円の減額となっております。続きまして、説明書の方の歳入ですね、6ページ、7ページのほうをお聞きください。こちら18款1項1目繰越金7,988万5,000円の増額となっております。こちらは、今回の3号補正の財源調整として計上をいたしてございます。続きまして、8ページ、9ページ、お聞きください。20款1項4目臨時財政対策債、こちらは先ほど説明をいたしました臨時財政対策債の発行可能額の決定による補正の計上になります。マイナスの853万円となっております。以上が財政課所管の分になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。



質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで、財政課所管を終わります。  
暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは、休憩を閉じて委員会審査を行います。

次は住民福祉部こども政策課所管を行います。議案の説明を求めます。村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

皆さんこんにちは。こども政策課所管の今回の補正につきましては、予防接種法施行令の一部改正に伴うものでございます。それでは、補正予算に関する説明書の24ページ、25ページをお開きください。4款1項2目13節委託料の554万1,000円、予防接種委託料、この1件だけでございます。予防接種法施行令の一部改正によりましてB型肝炎が定期予防接種の対象疾病に追加となりました。対象年齢は1歳に至るまでの間にあるもの、ただし、平成28年4月1日以後に生まれたものに限っております。接種回数が3回、接種委託料の単価が今、6,800円前後の予定でお話を進めているところです。施行期日は本年の10月1日となっております。

以上が今回、こども政策課所管分で補正をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。質疑を行います。安部委員。

**○委員（安部都委員）**

B型肝炎の予防接種ということなんですけれども、大体何人ぐらいを予定としてされているのか、お知らせください。

**○委員長（喜々津英世委員）**

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

対象年齢がゼロ歳ということで430名前後になるかなと思うんですけれども、お1人で3回接種が必要になってまいります。今年度中に接種をできる回数というのが、大体805件ということで見積もりをさせていただいております。単価に805件を掛け合わせたものと接種賦課料の分を若干入れさせていただいて、あと金額が確定をしておりますので、約6,860円ということで試算をさせていただいております。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか、他にありませんか。いいですか。

これで質疑を終わります。こども政策課所管を終わります。ご苦労さまでした。

場内の時計で13時から委員会を再開します。暫く休憩します。

(休憩 11時43分～12時57分)

**○委員長（喜々津英世委員）**

ちょっと時間が早いのですが、お揃いですので、休憩を閉じて委員会審査を再開いたします。午後の1番は、健康保険部の介護保険課所管から行いたいと思います。

議案の説明を求めます。辻田課長。

**○介護保険課長（辻田正行君）**

それでは、補正予算第3号の介護保険課所管分について、事項別明細書によりご説明させていただきます。事項別明細書の6ページ、7ページをお願いします。こちらの方、歳入になりますが13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の3節老人福祉費補助金、この中の地域介護・福祉空間整備等交付金、92万7,000円でございます。内容といたしましては、国の平成27年度補正予算繰越分として介護従事者負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業として、町内の1事業所が見守り支援としてのセンサー付きベッドの購入計画に係る申請を行っておりましたので、今回内示が国からございましたので予算を計上いたしております。

次に、歳出になります。歳出の22、23ページをお願いします。3款3項2目の介護保険費ですけれども、こちらの2節、3節、4節については人件費になります。時間外3節の職員等手当の時間外勤務手当287万になりますけれども、こちらの方の増額の主な原因といたしまして、ねりんピックに係る業務量の増により、2名体制で臨んでおりましたけれども、7月から職員を1名増員して3名体制で開催に向け準備を行っております。また、大会開催当日に係る本部員として、予定より10名ほど増員いたしておりますので、その関係上、増員をお願いしているところでございます。次に19節の負担金、補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等補助金92万7,000円についてでございますが、これは先ほど歳入のところで同額を補助金で支出するものでございます。次に、23節償還金、利子及び割引料については、過年度の介護保険低所得者特別対策事業費補助金の返還金として4万5,000円を計上しております。これについては、社会福祉法人等が生活困窮者に対する介護保険サービス利用者の負担額の減免を実施した場合に、県が4分の3ということで補助するわけなんですけれども、27年度については実績がございませんでしたので、27年度に歳入があった分を県に返還するものでございます。以上が介護所管分になります。よろしくをお願いします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは説明が終わりました。これから質疑を行います。まず6ページ、7ページ、老人福祉補助金ですが、これは後で、歳出で出てまいりますので、そこで一緒にしていただきたいと。次の22、23、3款3項2目、ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで、介護保険課所管を終わります。暫時休憩して、次に健康保険課を行います。暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは休憩を閉じて委員会を再開します。次に、健康保険課所管を行います。  
議案の説明を求めます。志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

健康保健課所管について一般会計補正予算（第3号）に関する説明書によりご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金3万6,000円ですが、平成27年度後期高齢者医療特別会計において、歳出歳入差し引き残高が203万7,886円となり、平成28年4月、5月に入った平成27年度分の後期高齢者医療保険料200万300円を差し引いた額3万7,000円となり、既定予算1,000円がありますので、3万6,000円を補正します。

以上が今回の補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。いいですね。これで質疑を終わります。健康保険課所管を終わります。暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。これから建設産業部の都市計画課所管を行います。議案の説明を求めます。松邨課長。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

皆さんこんにちは。よろしく申し上げます。それでは、議案第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算3号、都市計画課所管分についてご説明いたします。予算書の2ページをお開き願います。歳入の補正でございますが、17款1項特別会計繰入金の補正額902万1,000円のうち、都市計画所管分は751万5,000円の増額でございます。続きまして歳出4ページをお開き願います。上段になります。8款5項都市計画費の636万7,000円の減額補正のうち、都市計画所管分につきましては、736万7,000円の減額分でございます。それでは、一般会計補正予算3号に関する説明書にてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。17款1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金751万5,000円の増額で、これは高田南土地区画整理事業地内の保留地売買に伴うものでございます。次に歳出でございます。28ページ、29ページをお開き願います。8款5項1目都市計画総務費の938万6,000円の減額補正につきましては、人事異動に伴うもので、2節給料492万7,000円。3節職員手当等283万2,000円。4節共済費162万7,000円、それぞれを減額補正しております。その下、8款5項2目28節繰出金201万9,000円の増額でございますが、これは人事異動に伴い特別会計での人件費の予算不足が生じたため、その財源となる特別会計繰出金の増額補正を行うものでございます。

以上で都市計画所管分の説明終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入、17款1項3目、6、7ページですね。ここで何かありませんか。また後で総括的にいきますので。次に歳出、28、29、8款5項1目、2目、ここで何かありませんか。金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

すみません、今のところではないんですけど先ほどあの管理課の方から、8款1項、この上の段の19節の多良見線のことに関しては、都市計画課の方から少し説明があるだろうというふうに聞いておりましたが、もしよかったら説明をお願いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで都市計画課所管を終わります。暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。教育委員会生涯学習課所管を行います。

議案の説明を求めます。山口課長。

**○生涯学習課長（山口利弘君）**

それでは、一般会計補正予算第3号の生涯学習課所管分につきましてご説明いたします。一般会計補正予算第3号に関する説明書の24、25ページをお開きください。5款1項2目働く婦人の家管理費でございます。11節需用費の修繕料でございますが、8万7,000円を要求させていただいております。これは2階の天窗、トップライトのシーリングより雨漏りをしているため、シーリングの打ち替えによる補修をお願いするものでございます。次に26、27ページをお開きください。6款1項6目多目的研修集会施設管理費でございます。11節需要費の修繕料でございますが、8万7,000円を要求させていただいております。これは建物の基礎がそのまま廊下となっていることから結露がひどく、事故防止のため1階の障害用トイレの換気扇を改修するものでございます。次に30、31ページをお開きください。10款6項1目社会教育総務費でございます。2節給料で440万3,000円を、3節職員手当等で107万8,000円を、それから、次のページをお開きください。4節共済費で98万円を要求させていただいております。これは4月の人事異動に伴う増額をお願いするものでございます。次に2目公民館費でございます。11節需用費の修繕料でございますが、49万7,000円を要求させていただいております。これは上長と体育館のひさし部分が一部落下

しており、その隣の部分も落下の恐れがあるため、補修をお願いするものでございます。次に3目図書館費でございます。15節工事請負費の図書館整備工事費でございますが、183万8,000円を要求させていただいております。これは3階の天井部分の3カ所から漏水しており、屋上のウレタン塗装工事により補修をお願いするものでございます。次に9目文化施設管理費でございます。15節工事請負費の町民文化ホール改修工事費でございますが、145万8,000円を要求させていただいております。これは外部階段に亀裂が入り、コンクリートが剥離してしまっているため、鉄筋組み立てによる補強工事及びシーリングやポリマーセメントモルタル補てん等により、コンクリートの破断部分の補修工事を行うものでございます。次に10款7項1目保健体育総務費でございます。2節給料でマイナスの491万9,000円を、3節職員手当等でマイナスの279万円を、4節共済費でマイナス173万8,000円を要求させていただいております。これは4月の機構改革に伴い減額をするものでございます。次に2目体育施設管理費でございます。11節需用費の修繕料でございますが、94万3,000円を要求させていただいております。これはフェンス広場の水銀灯が不良により1灯が点灯できなくなり4灯が暗くなっているため、水銀灯の取り替えを行うものでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。生涯学習課は歳出だけです。24、25ページ、ここではありませんか。働く婦人の家です。次に26、27、多目的研修集会施設管理費ですね。いいですか。次に32、33、ここではありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

記憶間違いだったら申し訳ないんですけど、この図書館整備工事費に関してですが、これと同じ工事が5年ぐらい前になかったですかね、雨漏りということで。もしそうで、ちょっと分からないんですけど、今後まだその繰り返し行われるその工事っていうのが、考えられるかどうかですね。その新しい図書館ができるまでにかかなりの工事費が掛かるのではないかと思うんですが。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山口課長。

**○生涯学習課長（山口利弘君）**

申し訳ありません、5年前の工事の件についてはですね、ちょっと資料持ってないんですけども、今後のこういった修理また改修工事につきましては、今年度、長与町公共施設総合管理計画を来年の2月までに策定するようにいたしております。ですから、その計画に基づいてですね、順次重要性のあるものから改修工事が行われるものと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく図書館の件ですけれども、雨漏りがするというので、ウレタン塗装工事を実施するという説明ですが、このウレタン塗装工事というのは、この図書館の屋上部分をウレタン塗装をするというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

3階から雨漏りをしてるということで、その原因が上の上ですね、屋上の部分ということでございますので、ウレタン塗装により防水工事を行う予定にしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

町内の各施設、それから町外でもそうなんです、いろんな施設で雨漏りしてる場合にですね、そういう防水雨漏り工事をやっても、必ずしもそれで雨漏りが止まらないというケース、多々我々もこういう議会の中でお聞きするんですが、今回この工事をして、確実に例えばここから漏れている、そしてここをウレタン塗装で塞いで。これだけ費用を掛けて、確実にこの雨漏りが止まるのかどうか、このあたりは業者さんとの話し合いの結果といいますかね、実情どのような感触なのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

一応3階の天井の裏の方から漏水をしておったためですね、業者の方に見てもらいまして、その対応としては屋上の上ですね、ウレタン塗装による防水工事が適切であろうということでお願いをしているところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

現実問題といたしまして、防水工事をする際、どこから漏れてるかっていうのは実際分からないような状態です。今まで基本的にシート防水がほとんどだったんですけども、それもシートが剥げたりという劣化したりという形で、どこから漏れてきてるかちょっと分からない部分が多かったもんですから、今回は276.88平米、全面的に吹きつけてどこからも漏れないような形で、対応しようということで。後々はですね、業者さんとの瑕疵担保関係がやはり発生しますので、もしそれで工事で漏れるようなことがあれば、また業者さんの方にお願ひして、再度調査して、その瑕疵の期間中は防水工事を

していただくという形で対応していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

せっかくなので、その瑕疵担保の責任の期間といたしますか、これは今回どの程度見込んでいるのか、分かれば伺いたと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

通常ですね、3年ぐらいだと思っておるんですけども、まだその業者が決まってませんし、それによってお話し合いで決まると思いますが、例といたしまして洗切小学校の体育館は10年っていう形で、瑕疵担保の契約をさせていただいているところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。32、33、10款7項1目、2目ですね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

町民文化ホールの改修工事費ですけれども、まず場所について伺いますけれども、階段ということでしたが、これは文化ホール横から平和の広場に上っていくところの階段のことなのか、また別の場所なのか、どこのことでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

文化ホールですね、2階に上って階段のことでございます。事務所横にあります両方から上って階段のことでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

体育施設の水銀灯の取り替えでありますけれども、これは幾つぐらい取り替えをされる予定でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

5灯を取り替える予定にしております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。5灯取り替えですね。他にありませんか。いいですか。

はい、質疑なしと認めます。これで生涯学習課所管を終わります。ご苦労様でした。  
暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて再開します。場内の時計で13時50分まで休憩します。

(休憩 13時40分～13時45分)

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは、休憩を閉じて委員会を再開します。

これから、28年度の一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。  
まず総務部の秘書広報課所管から行いたいと思います。

議案の説明を求めます。青田課長。

**○秘書広報課長（青田浩二君）**

平成27年度一般会計決算書の事項別明細書について説明させていただきます。4月の機構改革により、政策推進課から秘書広報課に課名の変更をしておりますので、政策推進課分の説明になります。また、機構改革に伴いまして、結婚推進事業等は政策企画課へ、長与シーサイドマルシェや地域振興に係る事業は産業振興課へ所管変えをしておりますので、時間外勤務手当以外の昨年度決算につきましては、今年度からの所管課で説明をするようにしております。事項別明細書の42、43ページをお願いします。歳入になります。19款諸収入、5項雑入、1目雑入でございます。収入済額1億985万8,678円のうち、88万8,809円が秘書広報課所管分になります。44、45ページをお願いいたします。1節雑入の1行目。キャラクターグッズ販売料26万3,809円になります。これはミックングッズの販売料とラインスタンプの売上料になっております。下から13行目の広告掲載料はホームページバナー広告料になります。1枠単価が月8,000円で9事業所に掲載をいただいております、収入済額62万4,000円になっております。5行下がっていただいて、町勢要覧等売払収入が1,000円となっております。以上が歳入の説明になります。

続きまして歳出になります。50、51ページをお願いします。秘書広報課所管分の支出済額は2節給料から4節共済費までの人件費を除いて1,611万1,374円になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費をお願いします。2節給料から4節共済費には、理事者2名と総務部長以下職員7名分が含まれております。3節職員手当等につきましては4行目、時間外勤務手当827万5,813円のうち、職員5名分と長与シーサイドマルシェ等のイベント時に協力いただいた職員22名分を合わせて、193万565円が秘書広報課に係る時間外勤務手当になっております。52、53ページをお願いします。9節旅費、普通旅費222万7,980円のうち185万2,890円が秘書広報課所管分になります。1節公債費、町長交際費231万6,575円は全額秘書広報課分になっており、昨年度より17万5,711円の増となっております。



11節需用費をお願いします。消耗品費598万7,590円のうち97万2,239円、食糧費21万5,141円のうち3万8,923円、印刷製本費64万5,408円のうち5万4,648円が秘書広報課所管分になっております。12節役務費をお願いします。郵便料1,491万2,761円のうち1万5,600円、クリーニング料3万8,664円のうち1万7,928円、通信運搬費10万4,039円のうち3,820円、現地案内料1万8,500円が秘書広報課所管分になります。これは町長が中国駐長崎総領事館開設30周年記念で県知事らと訪中した際の現地添乗員経費になっております。13節委託料をお願いします。5行目、秘書業務委託料は、秘書業務委託に130万9,581円、公用車運転点検業務委託に110万5,164円が支出済額になっております。5行下がっていただいて、イメージキャラクター商品等製作委託料32万5,620円のうち12万9,600円が秘書広報課所管分になっており、ミックンのラインスタンプデザイン制作委託になっております。14節使用料及び賃借料をお願いします。自動車借上料34万1,460円のうち25万4,290円、有料道路等使用料17万1,810円のうち13万3,650円、入場料は全国高等学校ラグビーフットボール大会の入場料4,000円が秘書広報課分になっております。54、55ページをお願いします。2目文書広報費は全額秘書広報課所管分になります。8節報償費の記念品代は広報1月号に掲載しておりますお年玉クイズの正解者記念品代30名分になっております。9節旅費は毎月広報の構成を印刷会社で行っておりますので、それに伴うものが主なものになっております。11節需用費をお願いします。2行目印刷製本費は広報ながよの印刷料になっており、毎月1万4,500部を作成しております。13節委託料、ホームページ保守更新委託料は町のホームページ保守更新が162万、国体実行委員会ホームページの保守委託が6万4,800円になっております。最後になりますが19節負担金、補助及び交付金は、日本広報協会への会費1万5,000円となっております。主要な施策の成果につきましては、今年度からの機構改革により、結婚相談事業が政策企画課所管になっておりますので秘書広報課所管分はございません。

以上が秘書広報課所管分になっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。機構改革でですね、非常に審査がしにくい気がいたしますけれども、1つは今説明がありましたので、これから質疑を行いたいと思います。

まず42、雑入の中で、明細は44、45に出てまいります。ここで質疑はありますか。中村委員。

#### ○委員（中村美穂委員）

キャラクターグッズ販売料の中で説明がこのミックンのグッズとそれからラインのスタンプというふうに伺ったんですが、ラインのスタンプは昨年度に作られたんですね。金額というのは、ラインのスタンプは少ないのかなと思うんですけども、内訳が分かれば教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

ラインスタンプの27年度の販売数は295です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。44、45ページ。次に歳出行きます。50、51ページ、2款1項1目関係ですね。ここはいいですか。また後で総括的にいきますけれども、次に行きます。52、53。52、53でありませんか。じゃ次行きます。54、55の中のこの2目。これは全部秘書広報課所管ということであります。いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

昨年、この広報のページ単価っていうのが、1ページ92銭、0.92円ということでしたが、今年も同額でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

今年というか、昨年度決算、0.92円同額です。以上です。27年度分ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。それでは一応全て終わりましたが、総括的に何かありましたらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

時間外勤務手当っていう関連でお尋ねしたいんですが、秘書広報という仕事の関係上です、一般の職員さんと比べて土曜、祝日、日曜日に仕事があるというイベント等々での取材とか、いろいろその辺が多いというふうな気がするんですが、それできちっと他の部課と同じような感じで代休などがきちっと取れるような健康管理についての、この秘書広報課としての考え方というか、また実態としてそのような健康管理がきちっとなされるような体制になってるのか、このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

代休の方なんですけれども、以前、広報担当というのが1名で全部のイベント毎に1名の方が出てたんですけれども、今担当が2名おまして昨日あった町民ソフトボールとか町民体育祭とか、大きなイベントには2人とも出てもらってるんですけれども、今その1つの行事に交代交代で出てもらってるんで、以前より大分負担は減ってるかと思っております。それと代休についても今のところ適正にとれている状況であります。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。では、質疑なしと認めます。これで秘書広報課所管を終わります。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これから、総務課所管の審査を行います。議案の説明を求めます。山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

お疲れさまです。それでは、平成27年度長与町一般会計決算書について、歳入の方からご説明をさせていただきます。歳入歳出決算事項別明細書、26ページ、27ページをお開き願います。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。1節総務管理費補助金の社会保障・税番号システム改修費補助金1,735万8,000円は、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修費及び中間サーバー・プラットフォーム負担金に対する補助金でございます。次に3節選挙費補助金こちらの選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことによる選挙人名簿登録システムの改修に伴う補助金36万7,000円でございます。2分の1国庫補助となっております。歳出の方につきましては情報管理課の電算システム運用開発委託料の一部と、選挙管理委員会の選挙人名簿システム改修業務委託料の中で執行いたしております。次に32ページ、33ページでございます。14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金の人権啓発活動地方委託事業委託金44万4,000円、こちらが総務課所管でございます。総務課におきまして、人権の花運動の経費、それと生涯学習課におきます人権作文、標語集等の制作費として支出をいたしております。次に4節選挙費委託金、こちら平成27年4月12日に施行されました長崎県議会議員一般選挙事務委託金でございます。次に44ページから47ページにかけての雑入でございます。44ページ、45ページ、19款諸収入、5項雑入、1目雑入、1節雑入、こちら下から16行目研修助成金収入、こちらと46ページから47ページにあります上から2つ目、公文書開示費用負担金675円が総務課所管でございます。次のページですね。研修助成金は27年度中に実施した研修に対し長崎県市町村振興協議会より一部補てんでございます。20款町債、1項町債、6目総務費、1節総務管理事業債、こちら1,760万円は地方公共団体情報セキュリティ強化対策充当起債になります。以上が歳入の内容でございます。

続きまして歳出でございます。50ページから55ページをお開き願います。まず50ページ51ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。その中から総務課所管分をご説明させていただきます。1節報酬、こちら行政改革推進委員会委員4人分2万8,400円。情報公開・個人情報保護審査会委員4人分4万900円。表彰審議会専門委員会委員5人分3万5,000円。それぞれ会議を1回開催し

ております。危機管理専門員報酬として300万円となっております。2節から4節までの人件費分につきましては、総務課、政策推進課、管財課分を計上しております他、町長、副町長分もここで計上しております。27年度の2節から4節までの決算額合計が2億5,110万1,055円となっております。次、52ページ、53ページをお開き願います。7節賃金、こちら交通災害共済事務に係るパート賃金でございます。8節報償費は全て総務課分でございます。その中で自治功労者表彰分が増額となっております。退職議員3名、退職職員14名と多くありましたので、こちらの方増額となっております。平和事業謝礼は平和のつどいに出演をお願いいたしました長与少年少女合唱団に対する謝礼でございます。9節旅費ですが、普通旅費のうち11万4,230円と研修旅費、費用弁償の1万4,000円分が総務課所管分でございます。13節委託料、こちら被爆70年記念事業での被爆遺構看板の作製委託に11万6,640円、行政不服審査法施行に伴う例規整備支援業務委託料として86万4,000円、個人情報関係などの機密文書の処理委託料に16万6,590円が27年度増えております。52ページ、53ページの14節使用料及び賃借料、19節負担金、補助金及び交付金、こちらの方前年度とほぼ同額でございます。次のページの54ページ、55ページになります備品購入費、こちらの方、公印の作り替えによるものでございます。続きまして、58ページ、59ページお願いいたします。5目財産管理費、13節の委託料の中で庁舎警備委託料が総務課所管でございます。こちらシルバー人材センターに委託して庁舎の夜間及び土日祝祭日の警備を行っているものでございます。64ページ、65ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、9目の電子計算費でございます。予算現額が2億2,119万5,000円、支出済額1億9,262万1,744円、翌年度繰越額が2,608万7,000円でございます。まず2節の給料、3節の職員手当及び4節共済費につきましては情報管理課職員4人分の人件費でございます。9節旅費2万4,890円は、主に長崎市内など開かれました会議、あと他市町との事務協議の普通旅費でございます。次に11節需要費の165万8,111円、こちら消耗品につきましては電算機器に関する経常的な経費でございます。主なものといたしましては、新基幹システム用のパソコン用トナー27万3,477円、認証カードに掛かる経費が24万6,780円となっております。修繕料につきましては、無停電電源装置バッテリー交換、あとパソコンの修理代の分でございます。次に12節役務費でございますが、こちら町が取得しておりますインターネット接続のためのドメイン管理手数料とLGWAN総合行政ネットワークの接続するための回線使用料になっております。次のデータセンターサービス利用型基幹システム利用料でございますが、こちらへの平成27年1月から稼働しました新基幹システムの利用料でございます。次に13節委託料5,253万9,894円、こちら備考欄の1番上にあります電算システム運用開発委託料5,164万4,520円がそのほとんどを占めております。この主なものといたしましては、システムの運用管理委託システムの開発改修を委託しておりまして、システムの運用管理に対応

しているところでございます。システムの開発改修委託につきましては、社会保障・税番号制度対応業務、それと社会保障・税番号制度に向けたシステムの改修。こちら総務省管轄分が1,518万4,800円。厚生労働省管轄分1,790万1,000円、そして保育料支弁報告サブシステム導入委託、それと保育業務の各種集計報告等に係るサブシステムの導入経費54万円。それと先ほど申しました選挙に係る名簿登録制度改正に伴う選挙人名簿システムの改修に32万4,000円を支払っております。またその他の委託料といたしましては、裁断機と圧着機の機器の保守委託、町字町名等の最新データを提供してもらう町字名マスターの保守委託、インターネット上の様々な情報サービスを提供してもらうホスティング委託をそれぞれ行っているところでございます。次に14節使用料及び賃借料につきましては、電子計算機及び周辺機器等リース料として4,450万1,571円を支出しております。その内訳といたしましては、自動交付機及び住基ネットシステム関連機器リース、こちらが1,526万2,482円、電算室無停電電源装置、空調機更新業務、こちら140万7,456円、LGWANリース料、こちら3万2,400円、それと一般事務用パソコン機器のリースといたしまして2,779万9,233円となっております。次に18節備品購入費でございますが、こちらパーソナルコンピュータ、業務用の端末で227万3,400円が主なものとなっております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、各種団体に加入するための会費の分と、次の66ページ、67ページにあります社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム負担金が、こちら558万6,000円となっております。次に76ページから77ページになります。2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費は選挙管理委員会が通常行う事務に対して必要な経費でございます。前年度比較で66万円ほど増額してございます。こちら選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことによる、選挙人名簿システムの改修による増額が主なものでございます。次の78ページから79ページ、2目選挙常時啓発費、こちら選管と長与町明るい選挙推進協議会の合同会議を2回開催しております。その時の報酬、費用弁償分が増額になっている他は、前年度とほぼ同額でございます。3目長崎県議会議員一般選挙費、こちら平成27年4月12日投票の選挙に要した経費でございます。次の80ページ、81ページ、4目長与町議会議員一般選挙費、こちら平成27年4月26日の選挙に要した経費でございます。5目の長与町長選挙費、こちら平成28年の4月24日の選挙に掛かるもので27年度中に必要とされた経費でございます。以上、事項別明細書につきましては以上でございます。なお、主要な施策の成果に関する報告書の12、13ページに情報管理室分の成果について掲載をしております。基幹システムをデータセンターへ移行して効率的な運用を図ったものを一つ、電算システム運用開発業務として、各業務システムの改修、その他システムの設定業務委託により、迅速で的確な業務対応を行ったものをそれぞれ掲載しております。以上が総務課所管分でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入からいきます。26、27ページをお開きください。13款2項1目、ここで何かありませんか。いいですか。また後で総括的にやりたいと思います。次に行きます。32、33、14款3項1目人権啓発活動の委託金と県議会議員選挙の事務委託金ですね。いいですか。次に、44、45、下から研修費助成金、それから次のページの上から2番目、公文書開示費用負担金、これが総務だったと思います。いいですか。次に歳出に入ります。いろいろ分かれてますけれども、50、51ページで何かありませんか。次に52、53、このページもいろいろ分かれております。ここでありませんか。なければ次行きます。54、55。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

55ページの備品購入費でこの一般備品購入費っていうのが、公印の作り替えっていうようなご説明だったと思うんですが、公印、いわゆる印鑑がそんなに作り替える必要があるものなのか、そのあたりの詳しい理由というのはどういったことなのか、よろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

公印におきましては結構頻繁に使うもんで、磨耗してまいります。角角磨耗とかですね、あと、こちらその磨耗にも耐えられるように、今度チタン製のものに変えて作り替えを行っておるものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。はい、いいですよ、堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、47ページのところで公文書開示費用負担金というのがありますが、これは情報公開の請求でご本人さんが負担する分と理解してよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

委員ご指摘のとおりです。内訳につきましては、個人情報の開示請求が5件、情報公開の請求が9件となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

因みに個人情報結構ですけども、情報公開請求があった9件というのは、例えばどうか、この9件の諸内訳をですね、話せる範囲で結構ですがどういったことについて

の公開請求だったのかを、よろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

情報公開の9件の内訳を申します。まず職員の内線番号ですね、こちらが2件。それから自治会長名簿が4件、それから行政情報が2件ですね、それから行事予定が1件となります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。54、55ページ、次に58、59、いいですか。では次、60、61、いいですか。じゃ、次飛びます。情報管理、64、65、67までの1番上までですね、電子計算費。これも、この情報管理室の絡みがありますので、いいですか。67ページの1番頭までですね。76、77、78、79、これは選挙関係です。80、81の町長選挙までですね。一括して何かありましたらどうぞ。山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

65ページ、18節の一般備品購入費でこれ多分パソコンだと思いますけども、普通リースで借りてるようですが、これはなぜ購入されたのか。

○委員長（喜々津英世委員）

江頭参事。

○情報管理室長（江頭幹夫君）

委員のご指摘どおりパソコンの購入もあります。これは新規採用の職員用のパソコンということで、契約がちょっと間に合わなかったせいがありましたので、購入をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。もう選挙まで行きましたので、これから歳入歳出合わせて総括的に何か質疑がありましたらどうぞ。いいですか。主要な施策の成果に関する報告書等も交えて何か総合的にありましたらどうぞ。はい、では質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。総務課所管をこれで終わります。ご苦労さまでした。暫時休憩します。場内の時計で14時50分まで休憩します。

（休憩 14時40分～14時50分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これから契約管財課所管の審査を行います。議案の説明を求めます。井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

それでは、契約管財課所管の長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細の説明を、管財課所管につきまして説明をさせていただきます。まず、歳入総額につきましては2,146万8,322円。歳出総額が人件費を含みまして1億648万7,394円でございます。

ます。それではまず歳入の方から説明をさせていただきます。20ページ、21ページをお開きください。12款1項1目1節、管財使用料収入済額3,500円でございます。これは、長与駅コミュニティホールの使用料でございます。次に24、25ページをお開きください。12款2項1目7節登記手数料は存目で1,000円上げておりましたが、収入はありませんでした。続きまして32、33ページをお開きください。14款3項1目1節総務管理費委託金、これは市町村権限移譲交付金でございます。5万3,000円の収入がありました。続きまして34、35ページをお開きください。15款1項1目1節土地貸付収入131万5,475円収入がありました。これは長与交番の駐車場や斉藤郷西側埋立のシルバー人材センター作業所、他に現場事務所などの土地貸付収入になります。36、37ページをお開きください。15款2項1目1節不動産売払収入は1,656万6,480円ありました。これは吉無田郷南交流センターの下の町有地売却によるもので、788.88平米を売払い収入があつております。続きまして38、39ページをお開きください。17款1項1目1節、駐車場事業特別会計繰入金107万7,000円は、平成26年度からの繰入金でございます。続きまして44、45ページをお開きください。19款5項1目1節、雑入でございます。契約管財課所管分総額245万2,867円となります。内訳は、上から2番目、現金自動預入支払機設置使用料72万円。これは前年度と同額でございます。次に上から7番目、清涼飲料水自動販売機設置使用料、これにつきましては契約管財課所管分が4台分で、348万2,848円のうち72万189円の収入になります。その段より9行下にあります庁舎電話使用料は1万1,205円の収入がありました。その1つ下の庁舎コピー使用料、これは26万1,828円の収入がございました。続きまして、そこから8行下ですね。車庫棟事務室使用料24万円。それからまた3つ下でございますが、電柱等設置使用料4万8,237円のうち、契約管財課分は1万8,595円の収入となります。それから12行下でございますが、境界立会他証明書等交付手数料1万2,000円の内、2件の600円が契約管財課分でございます。そこから更に5行下でございます。町村有自動車損害共済金でございますが、8件で48万450円となります。以上が契約管財課所管一般会計の歳入の決算でございます。

続きまして50ページ、51ページをお開きください。歳出でございますが、2款1項1目2節給料ですが、契約管財課分は4名分で1,454万6,748円。3節職員手当等が787万2,656円。4節共済費が432万4,431円で、契約管財課人件費合計2,674万3,835円でございます。次に56、57ページをお開きください。2款1項5目財産管理費でございますが、1節報酬2万1,400円、これは財産評価委員会を1回開催して支出したものでございます。9節旅費でございますが、4万490円。11節需要費は3,374万4,234円で、前年度と比較しまして11%ほど減少しております。次に58、59ページをお開きください。12節役務費は580万1,668円で、前年度比4.8%の減となっております。13節委託料でございます。庁



舎警備委託料を除いた分が契約管財課所管で2,565万2,646円になります。前年度比4.7%の減でございますが、これは公共用地雑草刈払い委託料が少し減少したのが主な原因となります。次に14節使用料及び賃借料916万8,093円は、対前年度比約6%増加となっておりますが、これは印刷機を新しく更新したことにより増加したのが主な原因となります。15節工事請負費につきましては、庁舎施設整備改良工事として、庁舎内看板、課名プレートを取替工事184万5,180円でございますが、その工事と他7件の工事を行っております。また普通財産整備工事費では、青葉台団地北公園町有地法面保護工事を75万6,000円で行っており、他2件の工事を行っております。工事請負費合計額454万8,960円支出をいたしております。18節備品購入費につきましては、片袖机や椅子、入札箱、トランシーバー等を購入いたしました。27節公債費でございますが、これは普通一般自動車重量税2台分でございます。

以上が契約管財課所管の平成27年度一般会計の歳出の決算でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の部、20、21ページ、ここで何かありませんか。中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

長与駅コミュニティホールの使用料のところですけども、何件年間であったのかお知らせください。

**○委員長（喜々津英世委員）**

井川課長。

**○契約管財課長（井川勝信君）**

この3,500円の内訳につきましては、2件で3,500円となっており、空調使用料の分でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。いいですか。最終的にまた歳入歳出合わせて総括的な質疑をとりますので、またその際に何かありましたらお願いします。次に22、23、いいですか。24、25、12款2項1目関係ですね。登記手数料関係。何かありませんか。他にありませんか。いいですか。次に34、35。32、33、これも3項1目市町村権限移譲5万3,000円だけですね。いいですか。次、34、35の財産貸付収入、これいいですか。それから、2項1目の不動産売払収入。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

この1,656万6,480円の売払収入ですね、これはこれでいいとして、先ほどの登記手数料ですね。前はですよ、売払った場合は町で職権でやっていたんですけども、そうすると町が登記手数料は出すような形だったんですけど、今これはどうなっているん

ですか。もう相手方にさせておるという意味でいいんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

この件につきましては、町の方で嘱託登記を行いました。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうすると、その登記費用は歳出で出てくるわけですか。無料で、嘱託だから印紙かれこれが要るんじゃないですか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

嘱託登記でございますので、無料で登記ができるということになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に38、39、17款1項1目駐車場関係ですね。これは繰入金ですので。次が42、43、雑入関係ですね。44、45が次です。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

45ページの下から5行目のところの町村有自動車損害共済金の8件48万とあったんですけれども、ちょっとこの共済金の説明をもう少し詳しくいただけませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

この損害金の件につきましては、公用車の接触事故とかがありました時にその修繕費用ですね、保険金、修繕を見積もりいたしまして、保険金を請求して歳入で受け入れるというものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

いわゆる普通の方が入る自動車保険、任意保険の性質のものだと思うんですけれども、この契約自体がいわゆる車との接触、あるいは物損の、物との接触、どういったのに対応しているのか、もちろん人の場合はですね、また別の保険がありますので、その物との接触、車との接触とかその契約内容についてちょっと教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

共済金を受領した理由、何なのかということです。井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

この8件につきましては、物損、対物と言いますか、車両の修繕費ということで頂いたものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと若干この件とは外れるんですけども、許可を頂ければ質問したいんですけども、免許の確認と言いますか、いわゆる職員が自動車を運転する際に、そういった確認等をまず行っているのかということをやちょっと。許可を得られればですね。免許証の確認を当然、自動車損害保険の条項の中には無免許だったら多分出ないと思うんで、そのこのとこ、ちょっとお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

契約管財課においては免許証の提出等を行っておりませんが、保険金の請求をする時には事故を起こした人の免許証のコピーとかを提出義務がありますので、提出をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

契約管財課に聞けるのはここまでかなと思うんですけども、総務部長さんもいらっしゃると思いますので、どうなんですかね、職員の免許を確認は、これ必要なことじゃないのかな。例えば県職員の場合ですね、通勤手当を受けるので免許証の提出が必要なんですね。免許証のコピーの提出、あるいは任意保険の写しの提出。で、当然出張する際も自家用車を使用する場合には、そういったのが必要ですので、よくありますよね、免許証が切れたまま公用車に乗った消防士さんがいらっしゃるやったり、他県でも事例があつてるんですけども、やはりそろそろ本町でもですね、当初免許証を持ってても取り消しになるケースもありますので、やはりこれ定期的に変えようけども、コピーなり写しを提出してもらって、きちっと確認をして免許を所持していることを把握した上で公用車を運転させるというそういった手続きが今後、検討するべきでないかと思うんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

一時期ですね、不正が新聞等で問題になった時に全職員対象にやったことあるんですけど、今現在、新規職員、そういった方に出してしてもらってるか私把握してないんで

すけど、確かに委員さんがおっしゃるとおり必要なことですので、もしやってないとしたら今後はもうきちっと徹底していこうと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今のこの共済金に関わることなんですけども、この8件事故があったという、逆に言えばですね。その為に共済金が戻ってきたという意味ですよ。そうしますと当然その事故があっておれば、例えば警察の事故証明で4・6とか6・4とかですね、そういう形であるいは100%はないかもしれませんが、その場合があるわけですね。それでその、町の方にその瑕疵がないからこの40何万が戻ってきたと、8件ですね。そう理解をすると、当然その補修とか修理とかをする場合に、その修繕費が当然いるわけですね、そのあたり説明がなかったんですが、その車を放っておいたのか、あるいはその、そうした共済金が入ったからですね、入る入らないに関わらずまた修理をしなくていけないということで歳出で出てくるはずなんですけども、そのあたりはどうなんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

まず、今回の8件の分につきましては、自損の分になるわけでございまして、まず接触等、壁とかにですね、接触等しまして、見積もりを頂きまして先に修繕をいたします。それから請求いたしまして、その分が保険金が入ってくるという流れとなっております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうしますと、同じこの財産ですから、当然修理をしますよね、今言われたように。その修繕費っていうのはどこで出てきておるんですか、歳出か何かでは。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

11節需用費の中の修繕料です。

○委員長（喜々津英世委員）

分かりましたか。53ページ、11節需用費。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

分かりましたが30数万というのは、8件分全部という意味で捉えていいんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

8件分、そのとおりでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

中尾課長補佐。

○課長補佐（中尾盛雄君）

付け加えさせていただきます。歳入の方でいくと確かに町村共済金40数万ですが、修繕料としては全体で27年度決算額で5百数十万上がっております。この中の一部ということになります。車両に関しても、保険対象内の修繕で直す部分と、もう対象外、もう自分でしたすり傷とかですね、保険対象外の分もありますので、どうしてもその差異は出てくるかと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

もう一度、その食い違うような説明でしたのでね。45ページの町村有自動車損害共済金48万4500円の、これに関する修理費がどこに計上されて幾らかという質疑だったと思う。それに対する答弁をもう一度お願いします。井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

ご説明いたします。先ほどの雑入の町村有自動車損害金でございますが、48万4500円の歳入がっておりますが、修繕をしたものにつきましては、56、57ページで、11節需用費のうち修繕料505万2,346円ございますが、この中の一部でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

今の件ですね、岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

あのですね、27年度で何件ね、ごめんなさい、その総数のその公用車の台数はですね、何件あるのかね。それと1年間に事故が何件起きたのかですね、8件だけなのか。そのあたりを教えてくださいませんか。そして、そのうちの5百、実際の先ほど言われた、この収入に関わるものがこのうちの幾らですか。そのあたり分かるように説明をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開します。他にありませんか。いいですか。はい。歳出、行きます。2款1項1目は、これは総務とか政策推進、管財それぞれトータルされておりますので、いいですか。次に56、57の財産、5目ですね、財産管理費。それから58、59。60、61の上段の部分までですね、合わせて何かありましたらどうぞ。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

総務部長ですね、先ほどその発言は取り消すというような形でね、出てこないと思っ  
たんですね。で、もう言いませんでしたけども、管財が所管するものですね、例えば  
10台あったと。他のものが、5、6台あったとですね。そうしますとトータル的にそ  
ういうところが事故があればそのどういう形で処理をしておるのかですね。この自動車、  
同じこの公用車の管理という面からいけばですね。ずっと以前もそうなんです、管財  
なら管財が一括してですね、公用車を管理してね、事故等についても全部対応してです  
ね、そういうような形でいくべきじゃないのかなあと私思うんですね。今聞いても出て  
こないわけですのでね、それぞれその所管を今から聞いてもいいわけですけども、もう  
やめますけどもね。やっぱり今後、どういう管理の仕方をした方が適切であるのか。そ  
の点は総務部長の方で調整して、今後のあり方を考えていくべきじゃないかなというふ  
うに思いますのでね、総務部長、どう思われますかね。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

以前はですね、もう全部がもう各所管でやっておりました。どうしても公用車が空い  
てる場合があつてですね、ちょっともったいないということで管財の方で取りまとめる  
ようにした結果が今なんですね。どうしても管財でこうまとめることができない、例え  
ば消防車とか水道のダンプ、そういった関係の車、緊急にすぐ出るやつとかですね、そ  
ういったのはもう各所管で置いてますので、これはまだ今のところこの状態でいいん  
じゃないかなとは私の方で思っております。各所管で共済等々組んでおりますので、事  
故があつた場合もその所管で対応もいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

質問しますので、委員長を交代します。

○委員（中村美穂委員）

質疑はありませんか。喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

私も部長にお尋ねしますけれども、我々現職の頃は役職員の交通違反履歴照会とい  
うのがある。県の公安委員会の方ですかね、やって、そしてどういう職員が、役員がど  
ういう違反をしておるか、それを調べた上で指導していくというやり方。普段交通ルー  
ルを守れとかいう役員が実はスピード違反していたという履歴が出て、笑い話になつた  
ことがありますけれども、基本的にやっぱりそういったものを取った上でどう今度は事故  
を減らす、事故撲滅に繋げていくかということを目的として取ったことがあるのですが、  
そういったことは今までやったことがあるのか。また今後、やる気はないのか。今私が  
言っただけでは、何となく分かりにくいところもあつたかもしれませんけれどそういう手  
法も取れるんですよ。職員の事故を減らすとか、違反を減らすとかいう部分ではです  
ね。どうですか。

○委員（中村美穂委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

職員に対してそこまでちょっと調べたことは私を知る範囲では無いと思います。ただ、各事故報告とかそういったのはもう必ず、ちょっとした事故でも違反でもよそでした事故でもですね、報告する義務を付けてますので、個人的にやった事故もですね、そういったのはもう全部町長まで上がるようにしております。職員に対しては自己申告ということでやっておりますので、上がってきているものとは思っております。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに事故は、基本的にやっぱり公務員は、事故はね、絶対警察に届けるべきだという考え方でやっておられると思います。内々で示談をしようとなればと後でいろんな問題を起こすということになりますからね。ところが今度は交通違反、これはそこまで求めてないわけでしょうから。そういった中に例えばスピード違反を常習的にやるとかね、やってくるとこれはまた大きな事故を起こす予兆にもなるんだということもあるわけですから、そういった意味で前、農協ではそういったことを、合併した当時やった経過があるんですね。ですから、無理にこれ絶対しなくてはならないということはありませんけれども、やはり、事故を減らす、違反を減らすという努力は行政自らがやっぱりしていくべきだろうと思います。もう一度そこら辺で検討に値しないのかどうかわかりませんが、答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○委員（中村美穂委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、そうですね、事故に限らず職員に対しては、例えば年末年始とか、お盆とかそういう時には交通事故も交通違反もそうなんですけど、綱紀肅正そういったのを年に2回ぐらいは文書で通知はしております。あとはもう職員のモラル次第でしょうけど、その辺はきちっとやっているつもりでございます。

○委員（中村美穂委員）

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、歳入歳出、総括的に結構ですから、質疑ありましたらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

59ページのこれは公共用地の雑草刈払い委託というところに関連してお聞きしますが、役場の庁舎の前の長与庁舎っていう御影石か代理石かで出来ているところの花壇があります。この部分の管理っていうのは、これは管財課になるんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

樹木とかですね、花の管理も契約管財課の方で行っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先日春先にですね、ある住民の方からその部分が雑草で生い茂ってるよということで指摘がありました。私も確認させてもらって雑草が生い茂って、ただもう今、ちょうど4月ということで忙しい最中だろうから、恐らくそのうち綺麗になるということでもう何も言わなかったんですよ。ただ、やっぱり住民の方が言うにはあそこはやっぱり役場の顔だから、やはりきちっとしていた方がいいというような指摘もあって、私もそのとおりだと思うので、是非時々そこも見てですね、多分花壇を整備する時と花の植え替えのちょうど中間期だったのかなということで私はそういうふうに理解をしてたんですが、やはりそういう指摘されることもありますもんですから、時々そういうシルバーの方なんかにはね、そのあたりの、あまりにも役場の目の前、通行者からもまた車から見える所ですね、その美化についてもやはり今後は、これ決算ですので今後なんですけど、少し気に留めておく必要があるかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

雑草等につきましてはですね、町民一斉清掃の前とか役場内で職員さんにお声掛けをしましてですね、草取りとかも年に1、2回行ってるところですが、雑草が生い茂っていた時もあったのかと思っておりますが、今後も気に掛けてですね、綺麗にしていきたいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

59ページの庁舎施設整備改良工事ですけども、各課のプレートとか庁舎内看板を変えられたと思うんですけども、町民の方々のですね、その成果、変更による成果っていうかそのお声をもし聞いていらっしゃったら、明るくなったねとか非常に手続きしやすくなったねとか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

契約管財課の私どもの方にはですね、そういう声はお聞きしておりませんが、1



階のフロアとかでは分かりやすくなったのではないかなと、こちらの方としましては思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう最後になると思うんですが、前の課長にも、言ってすぐ予算をとってやりますからということを行いながらですね、なかなか実行が見えないというのがですね、この役場庁舎の踊り場がありますよね、こうありますよね。ここのこの学校側ですね、この面を見てみたことはありますか。これはずっと、はいやりますって言いながらもなかなかしない。私はあまりお金を掛けなくてもですね、何とかならないのかなと。例えば、学校が休み時の時にですね、消防車でも持って来て、ぱーっとすればですね、全部取れてしまうんじゃないかなという感じもするぐらいのものがあるんですね、汚れが。この辺りはですね、庁舎表は綺麗だけれども裏はですね、全く見られないなんてね、そういう状況ではちょっと困るわけですね、その点は何とか、金を準備、やりくりしながらですね、対応すべきじゃないかというふうに思うんですね。井川君も初めてですので、課長。何とかこう判断をしていただきたいなというふうに思うんです。どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

役場庁舎の北側ですね。その汚れにつきましては十分認識をしているところでございますが、これをですね、発注するとなると足場代でかなりの金額がはってしまうということで今検討しておるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。じゃ、質疑なしと認めます。

これで契約管財課所管の質疑を終わります。

暫時休憩します。ご苦労さまでした。これで終わります。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開します。これで本日の審査を全て終了いたします。ご苦労さまでした。

（散会 15時41分）

委員長